

患者様へ

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

令和6年10月から長期収載品の選定療養費制度が開始されました。

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払い頂きます。
- この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。